

新しい消費者行政を推進する“関西連続シンポジウム” ～消費者の立場から一元的消費者行政の実現に向けて～

現在、政府及び各政党において、新しい消費者行政の推進に向けて様々な検討が行われています。こうした中で、4月23日に開催された消費者行政推進会議において福田康夫内閣総理大臣は「消費者庁（仮称）の創設に向けて」として平成21年度から消費者庁を発足させることを公表しました。

このように消費者問題を取り巻く情勢は激しく動いており、関西では3月15日のシンポジウムに引き続き、消費者の立場から一元的消費者行政の実現に向けて、テーマごとに問題点を掘り下げて消費者団体、地方自治体消費者行政職員、消費生活相談員、一般の消費者の皆様と一緒に考えたいと思います。

是非お誘い合わせの上お集まりください。

共催：近畿弁護士会連合会、大阪弁護士会、京都弁護士会、
兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会
新しい消費者行政を実現する連絡会

参加費：無料

第1回 京都シンポジウム（平成20年5月21日 終了）

第2回 兵庫シンポジウム（平成20年5月31日 終了）

テーマ：地方消費者行政のあり方

第3回 大阪シンポジウム（平成20年6月13日（金）午後6時30分～午後8時50分）

テーマ：消費者被害情報の一元的収集・分析・公表のあり方

内 容：(1)消費者被害情報の収集・分析・公表の現状報告

折りたたみ式脚立幼児指切断事故の被害者からの報告

「係争案件はなぜ『係争中』としか公表されないの？」

ほ乳瓶消毒バッグ事故に関する弁護士からの報告

「重大事故でなければ何件被害があっても報告しなくてもいいの？」

消費者支援機構関西（適格消費者団体）からの報告

「適格消費者団体なのに消費者被害情報を差止請求訴訟に自由に使えないはなぜ？」

消費者被害情報があるのになぜ徹底した再発防止策が講じられないの？」

消費生活専門相談員からの報告

「被害情報はなぜ被害者の救済や事故防止に活用されていないの？」

(2)最新情勢報告 中村雅人 氏（日本弁護士連合会 消費者行政一元化推進本部 本部長代行）

(3)消費者被害情報の収集・分析・公表についてのパネルディスカッション

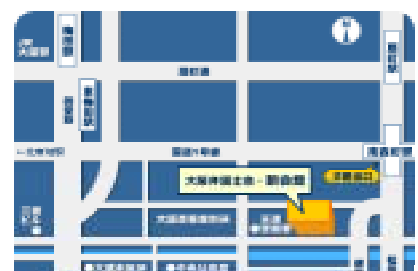
中村雅人氏

飯田秀男氏（全大阪消費者団体連絡会事務局長）

横山房子氏（全国消費生活相談員協会関西支部長）

コーディネーター：片山登志子（大阪弁護士会所属弁護士）

場 所：大阪弁護士会館 2階会議室



新しい消費者行政を推進する“関西連続シンポジウム”

第3回大阪シンポジウム（平成20年6月13日（金）午後6時30～午後8時50

分）

参加予定調査票

FAX: 06-6941-5699

（事前申込は不要ですが資料等準備のため本票の収集にご協力をお願いします）

本票作成：新しい消費者行政を実現する連絡会

氏 名

所 属

連絡先

氏 名

所 属

連絡先

「新しい消費者行政を実現する連絡会」

登録申請書

FAX: 06-6941-5699

（会に登録すると、メーリングリストに登録され、情報が届きます）

本書作成：新しい消費者行政を実現する連絡会

個人の方

氏 名

連絡先

メール

団体の場合

団体名

連絡先

窓口の方のメール

なお、ご記入いただいた個人情報は、今回のシンポジウム開催のための連絡、運営管理以外には使用いたしません。